

大阪狭山市避難所運営マニュアル

令和5年5月（修正）

平成25年6月（初版）

平成29年3月（第2版）

平成31年3月（第3版）

令和元年6月（第4版）

令和元年12月（第5版）

令和2年7月（第6版）

令和4年12月（第7版）

大阪狭山市

目 次

はじめに

第1章 避難所の基本的事項

1	避難所の目的	1
2	避難所の機能	1
3	対象とする避難者	2
4	大規模災害時の避難所の状況想定	3
5	関係機関の役割	8

第2章 避難所の開設

1	避難所の開設基準	9
2	避難所の開錠・開門	9
3	避難所の開設期間	9
4	避難所の管理・運営	10
5	避難所担当（避難給食部）職員の配置と役割	10
6	避難者・避難所の情報管理	11
7	避難行動要支援者への対応	12
8	DV（ドメスティックバイオレンス）被害者への配慮	17
9	女性への配慮	17
10	食料・水・生活必需品等の提供	17
11	生活場所の提供	18
12	健康の確保	19
13	衛生環境の提供	19
14	広報・相談対応	20
15	ボランティアの受入	21
16	帰宅困難者への対応	21
17	避難所の統廃合・撤収	21

資料集

各種様式

・様式 1	概括的被害状況調査票	2 3
・様式 2	建物被災状況チェックシート	2 4
・様式 3	避難所の開放スペース等(学校の例)	2 5
・様式 4	避難者名簿	2 6
・様式 5	避難所状況報告書	2 7
・様式 6	避難所記録用紙	2 8
・様式 7	避難者預かり物リスト	2 9
・様式 8	外泊届用紙	3 0
・様式 9	取材者用受付用紙	3 1
・様式 1 0	郵便物等受取り帳	3 2
・様式 1 1	食料依頼伝票	3 3
・様式 1 2	物資依頼伝票	3 4
・様式 1 3	物資受払簿	3 6
・様式 1 4	食料・物資要望表	3 8
・様式 1 5	発熱者等に対する経過観察記録	3 9

参考資料

・資料 1	呼びかけ文例	4 0
・資料 2	施設利用ルール例	4 1
・資料 3	避難所運営委員会規約例	4 2
・資料 4	避難所会話シート・外国人避難者用質問票	4 5
・資料 5	災害時無線LAN	4 7
・資料 6	アレルギー表示・献立表	4 9
・資料 7	空調設備を利活用できる小・中学校教室等一覧	5 1

はじめに

地震、台風、大雨等により大規模な災害が発生した場合、家屋の倒壊や流出、火災、ライフラインの途絶等により、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされることは、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災の例を見れば明らかである。

災害発生直後において避難所は、生命及び身体の安全を確保するための場所としての役割が中心であるが、時間の経過とともに、避難住民が寝食をともにする「生活の場」としての役割に移行する。

市では、「大阪狭山市地域防災計画」に基づき、災害時の避難所として、教育の場である小・中学校はじめ、総合体育館などの公共施設を指定しているが、これらは災害時使用を一義的な目的としたものでないことから、施設の構造や設備の面において避難所としての機能を十分に発揮しうるものとは言えず、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者やDV（ドメスティックバイオレンス）被害者及び女性を含む避難住民に対して、運営面できめ細かい配慮を行うなど避難所における避難生活のQOL（生活の質）が確保することが重要である。

このようなことから、市においては、実際の災害も想定しつつ地域の実情に応じた実践的な「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、本市の地域防災計画を補完するものである。

令和5年5月

（初版：平成25年6月）（第2版：平成29年3月）

（第3版：平成31年3月）（第4版：令和元年6月）

（第5版：令和元年12月）（第6版：令和2年7月）

（第7版：令和4年12月）

第1章 避難所の基本的事項

1 避難所の目的

「避難所」は、市があらかじめ指定している避難施設で、災害時等に市長（災害対策本部等）が開設し、管理・運営については、自主防災組織等が主体的に行い、被災者に安全と安心の場を提供することを目的とする。避難所は開設するだけにとどまらず、その「質の向上」に前向きに取り組むことで、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える。

2 避難所の機能

避難所は、災害時等において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらには一時的に生活する施設として重要な役割を果たす。特に、障がい者や高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等（以下「避難行動要支援者」という。）にとっては、急激な生活変化となることから、支援にあたっては十分な配慮が必要である。

また、避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮されるよう努めることが必要である。

避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりである。

(1) 安全・生活等

安全の確保

余震や風水害による住家の倒壊、河川の決壊のおそれがある場合など、災害時等において、安全な施設に、迅速・確実に避難者を受入れ、生命・身体の安全を確保する。

食料・水・生活必需品等の提供

避難者に非常食や食材、飲料水、毛布、生活必需品等の提供等を行う。

なお、ライフラインの復旧、流通経路の回復等に伴い必要性が減少する。

生活場所の提供

住家の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。

季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等生活環境の改善が必要となる。

また、家屋における生活には一部支障があるが、生活が可能な人への食事等の提供を行う。

(2) 保健、医療、衛生

健康の確保

医師会の協力を得て救護所を設け、避難者の傷病の治療や健康相談等の保健医療サービスの提供を行う。初期は緊急医療、巡回健康相談等が中心であるが、やむを得ず避難所生活が長期化した場合は、心のケア等が重要となる。

衛生的環境の提供

避難者が生活する上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ゴミ処理、防疫対策など、衛生的な生活環境を維持する。

なお、避難生活が続く限り継続して必要となる。

(3) 情報、コミュニティ

情報の提供・交換・収集

避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行えるようにする。

また、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、行政機関等外部へ発信する。

なお、時間の経過とともに、必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。

コミュニティの維持・形成

避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持する必要がある。

なお、避難生活が長期化した場合は、コミュニティ形成の重要性が高まる。

3 対象とする避難者

(1) 災害救助法では、以下の者を避難所の受入れの対象としている。

災害によって現に被害を受けた者。

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者。
- ・現に被害を受けた者（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）

災害によって被害を受けるおそれがある者。

- ・高齢者等避難、避難指示の対象となる者。
- ・高齢者等避難、避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要のある者。

(2) 避難行動要支援者に対する避難所での配慮。

災害発生直後は避難者が極度のストレス状態にあり、健常な者であっても体調を崩しやすい状態にある。避難行動要支援者の避難があった場合、特別の配慮（室内への優先的避難、避難行動要支援者の要望に対応した食料・物資の調達、保健医療サービスの提供、通訳の派遣等）が必要である。

特に夏季、冬季において、避難所内の生活環境（気温）に対応できない避難行動要支援者について、小中学校におけるエアコンが設置されている教室等へ移動できるよう対応することが必要である。

また、避難行動要支援者については、きめ細かい対応を行うことが重要であり、必要に応じて適切な支援が提供できる二次的な受入れ施設（福祉避難所等）への移送に備える必要がある。なお、医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。

障がい者、高齢者の居住割合が高い地域では、あらかじめ避難所に必要な施設・設備や食料・物資を備えるとともに福祉避難所の指定など、事前に避難所受入れの際の対策を地域で検討しておく必要がある。

- (3) 避難所における市の救援対策の対象には、避難所に入れられない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）余震・二次災害のおそれや情報不足により不安を覚える住民等を含む必要がある。
- (4) 被災地外（市域又は府域の外）に避難している被災者に対しても、市は府及び受入れ先の自治体と連携して情報提供等必要な支援を行う。
- (5) 帰宅が困難になった者が駅等に滞留した場合、市は、事業者等と連携し、避難所等を確保するように努める。

4 大規模災害時の避難所の状況想定

災害時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化する。したがって、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討する必要がある。

ここでは、大規模地震発生時の避難所の状況を阪神・淡路大震災時の事例を踏まえて想定することとし、災害発生時間帯・季節や災害の種別による留意点を次のとおり示す。

(1) 時系列（大規模地震発生時を基本として）

一般的には災害救助法に定める日数（7日間）が基本となるが、ここでは、大規模地震発生時における避難所の状況として、次のとおり3ヶ月までの想定を記載した。

時 期	避難所の状況想定
災害発生直後 ～ 3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況である。 ・市は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階である。 ・避難所によっては、市避難所担当職員や施設管理者が到着する以前に、避難者が施設内に入ることも予想される。 ・翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・市災害対策本部から食料・物資等を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・市及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。 ・避難行動要支援者については、情報伝達が十分に行われず状況の把握が困難となりがちである。 ・障がい者の実数把握、避難連絡や誘導方法等の未確立による混乱

	<p>が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす常用の障がい者は、自力では避難所に移動できない。 ・重度の視覚障がい者も移動に手引等の介助が必要である。 ・重度の心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害者も移動が困難である。 ・聴覚障がい者は情報伝達（発信・受信）が困難である。FAX、携帯電話のメール等での情報保障が必要である。 ・避難所で障がい特性についての理解が十分なされず、トラブルや困難が発生する事態が予想される。 ・人工透析が必要な障がい者の医療の確保が急務である。 ・医療的なケアを必要とする障がい者に対する対応（人工呼吸器、胃婁、痰吸入、とろみ食等への対応）が必要である。 ・ストマ等を必要とする障がい者への用具（ストマ用装具、オムツ等）の不足が予想される。 ・補聴器を利用する聴覚障がい者については、電池の補充が必要となる。
<p>3日 ～ 1週間程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等はおおむね供給されるようになるが、加熱した食事の要望などニーズが多様化する。 ・避難者数は流動的な段階である。 ・3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。 ・体調悪化により避難所での生活が困難になり、病院・福祉避難所等への移送が必要になる。 ・環境の激変に対する精神的ストレスによる不眠等への対応が必要になる。 ・常備薬の確保や健康管理（高血圧、糖尿等）が必要になる。 ・障がい特性に配慮し、障がい者から個別に必要な支援を聴取し、支援を行うことが求められる。 ・視覚・聴覚障がい者への情報保障が必要である。
<p>1週間 ～ 2週間程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、人材を要する対策が期待できる段階である。 ・避難者の退出が増え、避難者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となる。 ・臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合

	<p>を始めることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・避難者の通勤・通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となる。 ・避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 ・障がい者への移動手手段の確保が必要である。(ボランティア等) ・視覚・聴覚障がい者への情報保障が必要である。 ・手話ができる者、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の人材による支援が必要になる。
<p>2週間 ～3ヶ月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となる。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階である。 ・被災住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められる。 <季節を考慮した対策> <ul style="list-style-type: none"> 冷暖房設備の整備 避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討する。 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏季高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備機器の整備を検討する。 簡易入浴施設の確保 避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。 ・仮設住宅の提供や相談により、避難所の撤収に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。 ・避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要である。(特に避難行動要支援者に留意することが必要である。) ・以前の生活に戻ることを前提に、帰宅して生活できるように障がい特性に配慮した家の補修、被災前の支援(ヘルパー等)の確保

	<p>が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅後の安否確認、必要な支援の確認等は継続する必要がある。 ・視覚・聴覚障がい者への情報保障が必要である。 ・住居の確保ができない、また、被災前の介護サービスが確保できない障がい者に対して、仮設住宅でのバリアフリー化対応、介護サービスの確保が必要である。
--	---

(2) 発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項

災害発生の時間帯によって、以下のような事象・課題等が考えられるため、これらに留意する必要がある。

条 件	留 意 事 項
日 中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、教職員は教育活動の再編に向け、児童生徒の安全確認、保護者などとの連絡に追われ、避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる。(電話需要が増大する。) ・駅等においては、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散する。 ・市役所庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、市避難所担当職員がなかなか到達できない。 ・住宅地等では、避難行動要支援者である障がい者や高齢者、子どもが多く、成人男性は少ない。 ・事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれがある。 ・居場所を特定できないため、救出救助、行方不明者の捜索、安否・身元の確認などに時間を要する。
夕方・夜	<ul style="list-style-type: none"> ・停電・暗闇の中での避難や対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすい。 ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。 ・避難途中や避難所内の事故也多発しやすい。 ・その他、深夜までの発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすい。 ・勤務時間外に発生した場合は、市避難所担当職員や施設管理者が避難所に到着するのに時間を要する。
冬 季	<ul style="list-style-type: none"> ・寒さとの戦いとなり、被災者が健康を害しやすい。 ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。強風時には大規模な延焼となりやすい。 ・暖房設備の使用による二酸化炭素、一酸化炭素中毒の予防、空

	気感染防止の観点から、適切な換気が必要となる。他方、過度な窓の開放による室温低下に伴う低体温症にも注意が必要である。
夏 季	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さとの戦いとなり、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要なになる。(食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯等) ・家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となる。 ・雨が降りやすい時期では、屋外の利用(テント、グラウンド利用等)が困難になる。 ・降雨による二次災害の危険性が大きくなる。 ・冷房等による温度管理された部屋においても適度な換気が必要である。

(3) 他の災害の場合における留意事項

地震以外の災害・事故等においては、以下の点に留意する必要がある。風水害の場合は、災害の発生がおおむね事前に予測できるため、避難準備、避難誘導等の対策を万全に行う必要がある。

災害の種類	留意事項
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲にわたって浸水被害等が発生し、地域全体の避難所が使用できなくなるおそれがある。 ・浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。 ・土石竹木、大量のゴミ等が堆積する。 ・浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。 ・泥水の乾燥後の粉塵の飛散による眼、呼吸器、皮膚等へ炎症性疾患や感染症の発生のおそれがある。
危険物事故等	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲に避難指示が発令され、多数の避難者が他の地域への避難を余儀なくされるおそれがある。

【参考：移り変わる避難者ニーズへの対応について】

阪神・淡路大震災においては、時期ごとに次のような品目が要望された。

時 期	需 要 品 目
1月 (17日～ 31日)	水、食料、生理用品、毛布、木炭、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、医薬品
2月	カセットコンロ、防寒着、肌着、おむつ、ブルーシート、マスク、プロパン

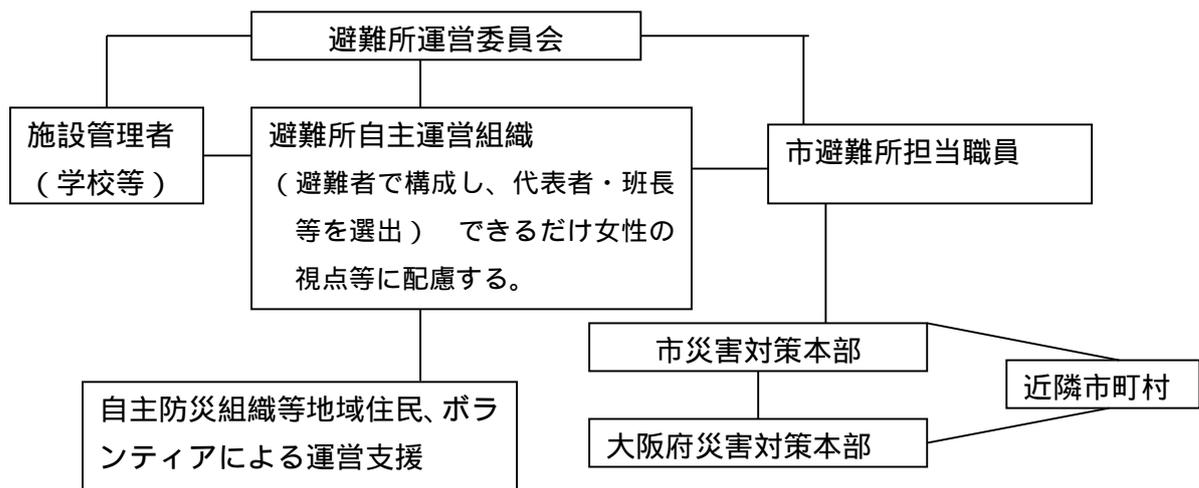
	ガス
3月	洗剤、清掃用具、トイレットペーパー、鍋、釜、調理用具、調味料類
4月	調味料類、事務用品、ゴミバケツ、ゴミ袋、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
5月	殺虫剤、液体蚊取り器、蚊取り線香、ゴミ袋、ガムテープ
6月	FAX用紙、殺虫剤、液体蚊取り器、くん煙剤、トイレ消臭剤
7月	タオルケット、殺虫剤、蚊取り線香
8月	段ボール(引越し用)、ガムテープ、布テープ

5 関係機関の役割

避難所の管理・運営において、関係機関の役割は概ね次のとおり。

- (1) 国 地方公共団体等が処理する事務又は業務の実施推進とその総合調整及び経費の負担とその適正化を図る。
- (2) 大阪府 被災者支援対策を実施する市町村を総合的・広域的観点から支援する。
- (3) 市 避難所を開設・管理・運営し、避難者を支援するほか、避難所を拠点とする被災者支援対策を行う。
- (4) 避難所の施設管理者
施設が被害を受けた場合の早期復旧と、事前の取り決めに基づき市が行う避難所の開設、避難者が行う避難所の自主的運営への協力を行う。
- (5) 避難者
避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に協力・参加する。
- (6) 避難所運営委員会
平常時及び災害時において避難所運営に関する様々な活動を行うもので、市避難所担当職員、施設管理者、自主防災組織等地域住民の代表者により構成する。
- (7) 自主防災組織等地域住民
避難所の運営、避難所を拠点とする支援対策に主体的に参画する。
- (8) ボランティア 避難所の運営を支援する。
- (9) その他関係機関 市災害対策本部等と連携して対策を実施、又は支援する。

《避難所運営における役割》



第2章 避難所の開設

1 避難所の開設基準

- (1) 原則として、市長（災害対策本部等）が避難所開設の要否を判断する。ただし、状況に応じて迅速に対応するため、勤務時間内外等に応じ、最も早く対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が応急的に避難所を開設できるよう体制を整えておく。

災害発生のおそれがあるとき

（地震、風水害等で高齢者等避難、避難指示が発令されたとき）

- ・災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難誘導するとともに施設管理者及び避難所担当職員（避難給食部員）以下「避難所担当職員」という。）を避難所に派遣して開設する。

勤務時間内に突発的な災害が発生したとき

- ・施設管理者等に応急的に開設要請する。また、直ちに避難所担当職員を派遣する。

勤務時間外に突発的な災害が発生したとき

- ・避難所担当職員を避難所に参集させ、施設管理者との事前の協議に基づき避難所を開設する。
- ・施設管理者又は自主防災組織代表者等が、事前の協議に基づき応急的に避難所を開設することができるようにしておく。

- (2) 避難者の安全を確保するため、原則として以下の状況を確認した上で、避難所を開設する。

[様式1：概括的被害状況調査票、様式2：建物被災状況チェックシート]

避難所の施設の被害

- ・施設の安全性を応急的に判断するとともに、できるだけ早く応急危険度判定を行う。

避難所周辺の二次災害の恐れ

- ・火災、土砂災害等の危険性がないことを確認する。

2 避難所の開錠・開門

原則として、勤務時間外等に応じ、最も早く対応できる者（施設管理者、避難所担当職員）が、施設の開錠及び開門を行う。震度5弱以上の地震で一定の時間を要する場合は、避難所にある地震解錠ボックス（震度5弱以上の地震を感知した場合、ボックスの鍵が解錠）内の鍵で、施設の開錠及び開門を行う。ただし、避難所施設の安全が確認されるまでは、避難住民は施設敷地内（校庭等）にとどめ、建物内に立ち入らないよう留意すること。

避難所担当職員は、避難所の開設を行うために、あらかじめ鍵の管理について確認しておくこと。

3 避難所の開設期間

- (1) 一般的には災害救助法に定める日数（7日間）を基本とし、避難施設が教育の場であ

るため、できるだけ短期間とすることが前提である。

大規模災害にあっては、被害の状況や住宅の修理状況及び仮設住宅の建設状況等も勘案しなければならないことから、開設期間の延長にも柔軟に対応できるようにしておくことが必要である。

- (2) 避難所の開設期間が長期化する場合は、避難者に十分説明し、統廃合により避難所の集約を進める。

この場合、民間施設、他の公共団体施設、臨時指定施設の廃止を優先するとともに、可能な限り学校以外の公共施設に集約することを原則とする。

4 避難所の管理・運営

- (1) 教育部長は、避難所の運営を統括し、避難給食部員の中から各避難所の担当者を指名する。〔様式3：避難所の開放スペース等（学校の例）〕

- (2) 避難所担当職員は、次の事項に留意し、避難所を管理・運営する。

避難所受付名簿を基に、速やかに避難所収容者の名簿を作成する。

〔様式4：「避難者名簿（世帯単位）」〕

収容中の傷病者の応急措置を講ずる。

避難所の防護、警備については警察官の協力を得て行い、収容者等に適宜協力を求める。

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受払い及び配分を行う。

避難所の状況を随時、災害対策本部に報告する。また、早急な報告を必要とする事態が発生した場合は、速やかに防災行政無線などにより報告する。

〔様式5：「避難所状況報告書（第1報）」〕〔様式6：「避難所記録用紙」〕

5 避難所担当職員の配置と役割

- (1) 市災害対策本部は、原則として、避難所を開設するときは直ちに各施設に避難所担当職員を派遣し、各避難所の運営管理に当たらせる。大規模災害発生当初には、避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、事前の協議に基づき学校の教職員など、施設管理者等の協力を得て初動対応を図る。

- (2) 避難所担当職員は、関係者の協力を得ながら、次の対応を行う。

《避難所担当職員の主な役割》

	開設時	～3日～1週間	～2週間～3ヶ月
避難者の安全・安心の確保	・避難所の開設事務 ・避難所及び避難所周辺の被害状況把握 ・呼びかけ（安心して指示に従って欲しい旨） 〔様式1：概括的被害状況調査票、様式2：建物被災状況チェックシート〕	・市災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、実施状況、ライフライン復旧等の見込み等） ・衛生環境の維持（関係機関と連携して）	・健康対策（関係機関と連携して）

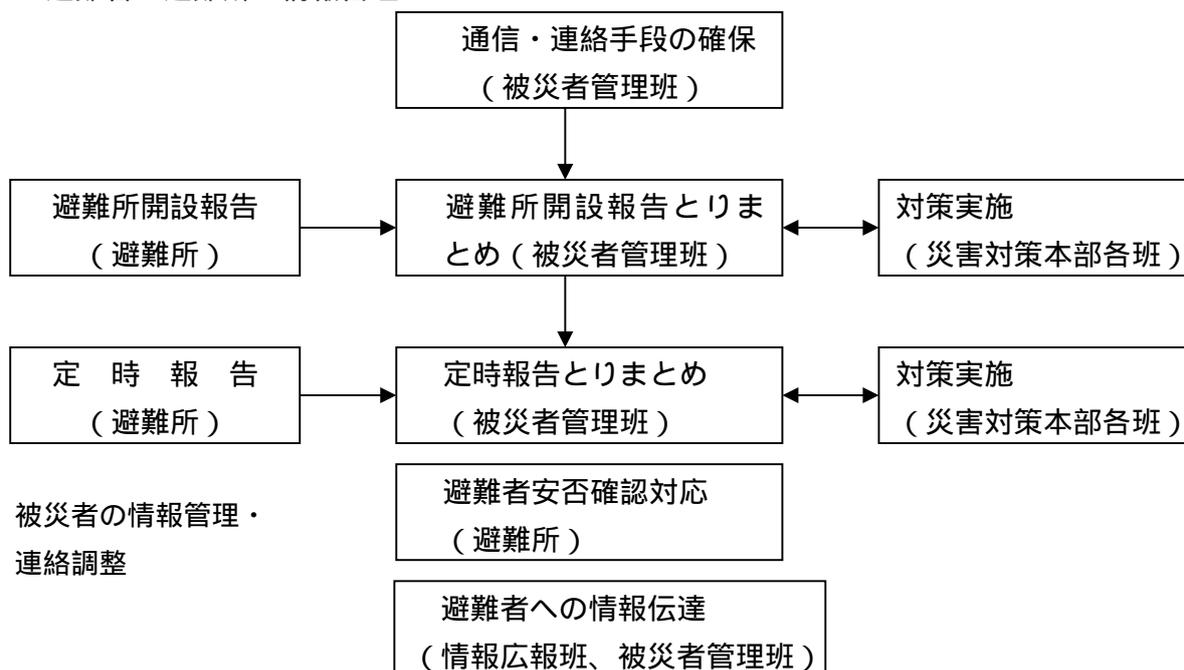
	開設時	～3日～1週間	～2週間～3ヶ月
避難行動要支援者を優先しつつ、公平な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者をはじめ、全ての人への適正な情報提供 ・要配慮者へ優先的に避難場所割当て 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への優先的な物資等の提供 ・要配慮者の福祉避難所への移送 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内外へ公平な物資等の提供
避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の個人情報管理 避難者名簿の作成 ・在宅被災者の個人情報管理 名簿作成 ・避難者ニーズの把握と伝達、記録 ・市災害対策本部、施設管理者、他機関等との調整 ・マスコミ対応 (以上、以降も継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受入れ等に関する調整 ・避難者に組織化の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難スペース統廃合に関する調整 ・ボランティア受入れ等に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応

[様式 7 : 避難者預かり物リスト 様式 8 : 外泊届用紙 様式 9 : 取材者用受付用紙]

[様式 10 : 郵便物等受取り帳]

[様式 11 : 食料依頼伝票 様式 12 : 物資依頼伝票 様式 13 : 物資受払簿 様式 14 : 食料・物資要望票]

6 避難者・避難所の情報管理



- (1) 災害発生直後は、必要最小限の情報項目に限定して、迅速な避難者情報管理を行う。
- (2) 災害発生後の時間経過に伴って、必要とする情報が変化するため、タイムリーな情報の収集・伝達に留意する。

《時系列の必要情報の例》

時系列	避難所で収集する情報	避難所に伝達する情報
災害発生直後	・避難所の開設状況	・避難所の開設指示
～3日程度	・避難者情報 避難者数、要給食者数 避難行動要支援者の情報 安否情報確認	・災害情報（被害状況） ・救援対策の実施方針と実施状況・内容 ・ライフライン等の復旧見込み等
～1週間程度	・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、 住まいの確保の見込み	・救援対策の実施状況・内容 ・生活再建支援策、住まいの確保対策の実施方針
～2週間程度		・生活再建支援策、住まいの確保対策の実施内容
～3ヶ月程度	・避難者個別の事情	・個別相談

- (3) 市災害対策本部と避難所間の情報伝達手段・ルートを確認する。
- (4) 情報の整理、更新を常に行う。
- (5) 避難者個々の情報収集・伝達手段を確保する。
- (6) 避難者の動向、避難者数の推移を予測しながら対策に当たる。

7 避難行動要支援者への対応

- (1) 避難者の中で、特に避難行動要支援者については心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要である。
- (2) 避難行動要支援者の健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容を的確な把握に努める。
- (3) 避難行動要支援者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるとともに、避難者一人ひとりの人権が尊重されるよう、避難行動要支援者対応の相談窓口を市役所内に設置する。
相談窓口には、福祉関係者等、保健・医療・福祉的相談に応じられる者を確保し、配置するように努める。
- (4) 避難行動要支援者の必要スペースについては、避難行動要支援者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、避難行動要支援者や介護者等が静養できる空間の確保に努め、空調設備のある小、中学校の教室等などへの移動等、利活用し体調に配慮する。
- (5) 障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、本人の意思も踏まえ、市災害対策本部に要請して、福祉施設等への緊急一時入所を行う必要がある。

- (6) 身体等の状況が専門施設への入所に至らない程度の人には、福祉避難所等への避難を勧める。
- (7) 避難所において、避難行動要支援者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者等の人材の確保や福祉用具等の確保できるように努める。
- (8) 高齢者等要支援者の状態に応じた温かい食事や、やわらかい食事など、乳幼児には粉ミルク、離乳食、内部障害者には、疾病に応じた食事など、避難行動要支援者に配慮した食料の提供ができるように努める。
- (9) 車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い人から優先的に支給・貸与を行うように努める。
- (10) 災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮するように努める。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による提供を行うとともに、保健・医療・福祉に関する相談に応じられる者が、障害者に対応したコミュニケーション手段を用いて提供を行うなど、避難行動要支援者に確実に提供できるよう配慮することが必要である。

なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いるなど、わかりやすい表示にする必要がある。

- (11) トイレへの移動や食料・水等を受け取る際などに、介助を必要とする人のために人材が必要な場合は、ボランティア等と協力して対応する。
また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティア等の協力を得て、継続的な見守り等を行うように努める。
- (12) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、身ぶり・手ぶりなどによる伝達や外国語に堪能な人の協力を得て、必要な情報を確実に提供できるよう配慮するように努める。

(13) 要支援者に応じた対応

肢体不自由者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。
- ・車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。
- ・車いすが通れる通路を確保する。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要に応じて準備する。
- ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失があった場合には、早急に対応する。

視覚障がい者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮する。
- ・避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。
- ・視覚障がい者には、館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し、情報を伝達する。
- ・情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にする。
- ・仮設トイレを屋外に設置する場合、移動が安全に行えるよう配慮する。
- ・特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供するように努める。また、必要に応じボランティアを配置するほか、カセットレコーダ、点字器を設置するように努める。
- ・点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。
- ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失があった場合には早急に対応する。

聴覚障がい者・言語障がい者

- ・聴覚障がい者には、広報掲示板を設置する。
- ・手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明に努める。
- ・手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。
- ・重複聴覚障がい者の場合には、更に併せ持つ障がいに応じた配慮に努める。
- ・手話などができる者の配置に努め、掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、できるだけわかりやすい言葉を使い、正面から口を大きく動かして話すこととし、漢字にはルビをふるよう配慮する。
- ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失があった場合には早急に対応する。
- ・盲ろう者通訳・介助者、手話ができる者及び要約筆記ができる者を避難所等に派遣することが望ましい。

盲ろう者

- ・障がいが重度で重複している場合、災害の状況によっては、全面的な介助が必要となることが予想される。また、単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことがあることを考慮する必要があるため、状況に応じて盲ろう者通訳・介助者、ホームヘルパー等の配置などに努める。

身体障がい者補助犬使用者

- ・避難所生活が長期化するときのために、親類・知人・動物病院などに一時預けることを考慮し、その場合は、補助犬に変わり避難所内での移動や生活動作の介助等の支援が必要である。

内部障がい者

- ・避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、

支給する必要がある。

- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給する必要がある。
- ・医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。
- ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける必要がある。
- ・食事制限の必要な人の確認も必要である。
- ・薬やケア用品の確保も必要である。
- ・各種装具・器具用の電源確保が必要である。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

知的障がい者

- ・災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。
- ・周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。
- ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える必要がある。
- ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える必要がある。

精神障がい者

- ・災害時のショックやストレスは、精神障がい者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。
- ・精神科医療施設の罹災が起こりうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もある。
- ・病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要である。
- ・外来診察や往診、訪問相談などが必要である。
- ・精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援を行う。
- ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。
- ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。
- ・心的外傷後ストレス障がい等に対する長期的な心のケア対策を行う。
- ・精神障がい者の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、

いかに早く回復させるかということが重要である。

- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

難病患者・人工透析患者

- ・難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る必要がある。
- ・慢性疾患患者については、医薬品の確保について医療的援助を行う必要がある。
- ・人工透析患者については、透析医療の確保を図る必要がある。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）
- ・人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。
- ・在宅酸素療法や薬物療法等が、継続的に必要な患者に対しての医療の確保が必要である。
- ・緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。
- ・視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をともなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

高齢者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。
- ・移動が困難な人に対しては車いすなどの貸与が必要である。
- ・トイレに近い場所を確保する。
- ・援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める。
- ・認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮することが望ましい。

妊産婦

- ・保健医療サービスの提供や、心のケア対策などに努める。
- ・十分な栄養（栄養食品等）が採れるよう努める。
- ・身体を冷やさないよう配慮に努める。

乳幼児

- ・粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等の確保に努める。
- ・授乳場所を速やかに確保するように努める。
- ・育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。

外国人

- ・情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイ

ラストなども使用する。

- ・ 通訳、翻訳者の配置をするように努める。

8 DV（ドメスティックバイオレンス）被害者への配慮

避難者名簿において、避難者よりDV被害等に伴う配慮を必要とする旨の申し出を受けた場合は、被災者管理班で適切に情報の管理を行い、配慮を必要とする避難者情報が漏洩することのないよう徹底し、必要に応じて被害者保護のために、別室の割当てなどの検討を行う。

9 女性への配慮

避難所は不特定多数の避難者が一時的に共同生活を送る場所であり、自宅とは異なる様々な制約があるが、最低限の生活上の安心安全は確保されるべきであり、避難所の運営に当たっては、特に、女性への暴力や性犯罪の防止の観点から、以下に掲げる様々な配慮を検討しておくことが必要である。

間仕切りを使用した居住スペース等における配慮

更衣室、休養スペース、入浴施設等に関する配慮

トイレに関する配慮

洗濯物、物干し場に関する配慮

女性に特有の生活習慣に関する配慮

女性用品の配布場所への配慮

特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮

女性用品の配布及び女性用のトイレ、女性用更衣室等の巡回は女性が担当することが望ましい。

このような、避難所における女性の不安や悩み等は、相談相手が男性である場合は相談しづらいため、地域の婦人会等が中心になった女性班を設け相談窓口とする。

また、運営には女性の参画を得ながら、性別に偏りがないように運営責任者やニーズの聞き取りの担当者を配置することで、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを把握することが必要である。

10 食料・水・生活必需品等の提供

(1) 市災害対策本部は、災害時において、可能な限り早期に、府、関係機関と協力して、必要な食料・物資等を調達、提供する。

・ 各避難所の食料・物資担当者は、物資等の必要量を市災害対策本部に報告する。

・ 市災害対策本部は、各避難所の報告を集計し、避難給食部員に物資等の配布を指示する。

・ 避難給食部員は、備蓄倉庫または、物資集積場所より各避難所へ物資の配送を行う。

(2) 市災害対策本部は、災害発生直後から、避難行動要支援者に対応した食料・物資等を提供する。また、時間の経過とともに変化する避難所のニーズについても配慮するよう

努める。

(P 7 【参考：移り変わる避難所ニーズへの対応について】参照)

《備蓄すべき物資、避難行動要支援者に対応した食料・生活必需品等の例》

	一 般	避難行動要支援者対応
食料・水	アルファ化米、乾パン、 ペットボトル水	ビスケット、缶詰かゆ、粉ミルク、 離乳食、栄養補助食品、疾病（ア レルギー体質を含む。）に応じた食 品、宗教に配慮した食品等
生活必需品等	毛布（不燃性・難燃性のあるもの、 防災品）、タオル、トイレットペー パー、生理用品、ポリ袋、ポリバケツ、 懐中電灯、乾電池、ビニールシート、 カイロ、清拭剤、マスク等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳幼児用、大 人用）、電気ポット、カセットコン ロ、スト-ブ、車いす等
その他	仮設トイレ	ポータブルトイレ

(3) 食料・水・生活必需品等は、避難所に「いる」・「いない」に関わらず、必要とする被災者に区別なく提供する。

様式 - 1 1 「食料依頼伝票」

様式 - 1 2 「物資依頼伝票」

様式 - 1 3 「物資受払簿」

様式 - 1 4 「食料・物資要望票」

(4) アレルギー対応の煮炊き不要食品や牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。材料が確保できた上で、調理施設が衛生的に利用でき、かつ、防火対策が講じられる場合は、炊き出しを行い、温食を提供することも検討する。

その際には、食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事のアレルギー表示や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮する。

1 1 生活場所の提供

避難所生活が3日ないし1週間を経過する頃から、避難所は生活場所としての性格が強まり始めることから、プライバシーへの配慮等、生活環境を改善し、最低限の居住環境を維持する必要がある。

特に避難行動要支援者が、小・中学校の多目的教室など、既に冷暖房設備が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペースを避難場所として移動できるように考慮し、事前に利活用できる教室等を選定し、本マニュアルに記載しておく。

1 2 健康の確保

- (1) 災害発生後速やかに、避難所に救護所を設置するほか、場合によっては、巡回救護班を派遣する。
- (2) 市災害対策本部は、初期緊急医療が落ち着きを見せる段階で、速やかに心的外傷後ストレス障がいや急性ストレス障がいといった心の病気へのケア対策を開始する。
また、対策にあたる市職員等においても、心身共に過酷な状況にあり、「燃え尽き症候群」と呼ばれるような症状が現れることがある。そのため、市職員等の心のケア対策にも対処する。
- (3) 市は、府と連携して健康相談、栄養相談等の保健医療サービスを提供するよう努める。
避難所における感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難者に問診や検温を行うなど、避難者の健康状態を確認する。感染症等を発症した避難者には、隔離スペースの確保、独立した動線で使用可能な専用トイレを確保する。

様式 - 1 5 「発熱者等に対する経過観察記録」

1 3 衛生環境の提供

- (1) トイレに関すること
 - ・既設水洗トイレを可能な限り長く使用するため、洗浄水の確保、トイレットペーパー以外の紙を流さないことや清掃の励行といったルールの徹底を図る。
 - ・平常時よりも多人数が使用することから、仮設トイレ（マンホールトイレ）を早期に設置することが必要である。また、仮設トイレ（マンホールトイレ）についても使用上の注意を徹底し、清掃・消毒活動等の指導を行い、有効に利用する必要がある。
 - ・生理用品、消毒液、トイレットペーパー、掃除用具等についても、あわせて確保する必要がある。
- (2) ゴミに関すること
 - ・災害発生直後の避難所では、断水等により、使い捨ての食器や容器などのゴミが大量に発生する。特に、夏季にこれを放置すると、極めて不衛生となるため、衛生的に処理する体制を整備する必要がある。
 - ・ゴミの分別収集を呼びかける。その際、危険物（空になったカセットボンベ等）の分別については、特に注意を払うよう呼びかける。
- (3) 風呂に関すること
 - ・可能な限り速やかに避難者の入浴環境を確保する。市公共施設（老人福祉センター）で収容できない場合は、市内民間施設、または、府及び近隣市に応援を要請する。
 - ・ライフライン途絶下において、入浴環境を確保することは、衛生上重要な課題であるので、仮設風呂、シャワー等を設置するよう努める。
- (4) 衛生面管理に関すること
 - ・避難所は心身のダメージを受けた被災者が、長時間にわたり同一施設内での共同生活を余儀なくされることから、個人のみならず集団としての健康レベルの低下を招きやすい状況にある。感染症が発生したり、流行する恐れがあるため、衛生面での管理に

特に留意する必要がある。

- ・避難所内の適切な換気の実施、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、避難所の衛生管理を適切に行うことが必要である。
- (5) 食品の衛生対策に関すること
- ・食品の保管、食事の配送、炊き出しを行う場合においては、食品衛生対策に十分留意する必要がある。
 - ・消毒液を配布したり、手洗いを励行するといった指導を徹底するほかに、特に夏季においては、直ちに冷蔵保管庫等を整備するなど対応を行う必要がある。
- (6) ペットに関すること
- ・様々な人が共同生活する避難所内で人間とペットが共存するためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意を払う必要がある。ペット飼育者には届出を出してもらい、飼育者名簿を作成しておく。
 - ・動物アレルギー等の問題もあることから、原則として居住スペースへのペットの持ち込みは禁止する。敷地内の屋外（スペースに余裕がある場合は室内も可）にスペースも設け、その場所で飼育する。ペットの飼育（ケージ等の用意）及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って行う。

1 4 広報・相談対応

- (1) 避難所開設時には、防災行政無線等を利用した情報伝達を行うとともに、自主防災組織等と連携して、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
- ・コミュニケーションにハンディキャップのある避難行動要支援者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、障がい等の状況に応じた適切な広報手段を確保することが必要である。
 - ・避難所開設時に広報する内容は、概ね次のとおり。
 - 高齢者等避難、避難指示の内容
 - 開設した避難所名・所在地等
 - 避難時の注意在宅被災者に対し、被災状況の把握のため、避難所への申出を促す呼びかけ
- (2) 地域の情報提供の拠点として広報活動、広聴・相談活動を行う。
- ・災害時には、住民が生活の維持を図る上で、きめ細かい生活・支援等の情報を必要とするが、交通事情の悪化や情報の入手手段が限定されることから必要な情報が入手できるよう対応する必要がある。
 - ・そのため、市は関係機関とともに、自主防災組織やボランティアの協力を得て、避難所において次のような広報、広聴・相談活動を行う。
 - 避難者向け広報掲示板の設置、広報紙の配布（避難所）
 - 総合的又は専門的な相談窓口の設置、仮設住宅入居申込等の各種手続き・受付窓口の設置等（市役所内）

1 5 ボランティアの受入

市災害対策本部 医療救護部は、ボランティアの受入窓口を設け、(社福)大阪狭山市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、避難所におけるボランティアの活動調整を図れるよう、ボランティア団体、NPO法人等の活動を支援する。

- ・活動を支援する方法としては、ボランティアが自由に使用できるスペースを確保することや避難所から求められるボランティアの派遣・あっせんに迅速かつ的確に対応できるよう情報伝達ルートを確保することが必要である。

1 6 帰宅困難者への対応

昼間等に突発的に大規模災害が発生した場合、商業地域や観光・行楽地等では、通勤・通学者や観光・買物客等が、交通機関の不通により、帰宅が困難となることが予想される。

- (1) これら帰宅困難者への対応は、原則として通勤・通学・来訪等の目的地である事業者等が責任を持って行うべきものであるが、市においても協力体制をとる。
 - ・駅等においては多数の帰宅困難者が滞留するおそれがあるため、事業者等と連携して、一時的な避難場所を確保し、情報等を提供する。
- (2) 帰宅困難者に対する帰宅支援を行う。
 - ・市は、帰宅困難者のうち徒歩等による帰宅が可能な者については、関西広域連合 (<https://kansai-kitaku.jp/index>) の災害時帰宅支援ステーションの情報を提供し、徒歩帰宅支援を積極的に行うように努める。

1 7 避難所の統廃合・撤収

- (1) 避難所の統廃合・撤収の方針を前もって周知し、避難者の自立を促す。
 - ・避難所については、「ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保」ができる段階で撤収する方針であること及びその撤収の時期をできるだけ早く避難者に示すことで、自立の目標を避難者に持ってもらうことが大切である。
- (2) 避難所内の過密状況が解消された後は、各避難所内の避難スペースの集約や地域ごとの避難所の統廃合を進める。
 - ・可能な限り早い段階で、避難者の理解を得て、施設内、避難所間の統廃合を行う。
 - ・その際、学校においては教育活動再開のために教室等の復旧を優先する。
 - ・最終的に集約する施設は、学校以外の施設とする。
(市立総合体育館、池尻体育館、市立公民館、コミュニティセンター等)
 - ・統廃合に当たっては、避難所で形成されたコミュニティの維持にも配慮する必要がある。
 - ・避難者に移動を要請する場合は、ボランティアの協力を得て荷物の運搬等の支援を行う。
- (3) 避難者の個別の事情についての相談に対応しながら、自立を支援する。
 - ・避難者は、それぞれ個別の事情、悩みを抱えていることから、ひとりずつ親身になっ

て相談に対応し、また、心のケア対策・リフレッシュ対策等も行いながら、自立を支援していく必要がある。

- ・自ら住宅を確保することができない避難者が長期にわたり避難所に滞在することから、住宅確保対策が避難所の撤収に向けて極めて重要となる。

資料集

【様式1: 概括的被害状況調査票】

避難所名		調査日時	月 日() :
所在地		担当者名	
		所属部課名	
施設の被害状況	1. 問題なし 2. 要注意 3. 使用困難 (建物被災状況チェックシートによる)		
周辺の被害状況	1. 特に被害無し 2. 倒壊建物有り 3. 火災発生 その他()		
施設管理者	()人 () 協議・連絡内容		
住民組織	()人 () 協議・連絡内容		
避難の状況	避難所開設の要否(意見)		
その他			
現地で気づいた点	(周辺地図を添付)		

【様式2：建物被災状況チェックシート】

応急危険度判定調査の前に、施設の安全性を概略チェックする。

安全点検の方法

- ア 日常の安全点検表を基準にして行うが、状況によっては新たな点検項目を作り、安全点検表に点検結果を記入する。
- イ 結果の判定はA、B、Cで行う。(Aは良好、Bは施設内の管理活動で措置可能、Cは施設内の管理活動で措置不可能)
- ウ 点検実施にあたっては形式に流されることなく被害状況を考慮し、子供の目線で見たり、薬品が漏れていないかなどを具体的に見る。

指定避難所(学校・体育館の例)

当該施設	区分	評価 (A・B・C)	確認事項
校舎内	天井の破損		亀裂があるか。壁が落ちているか。 ゆがみがあるか。
	床の破損		
	腰板の破損		
	窓枠の破損		
	出入口のドア		
教室、廊下	窓ガラスの破損		破損はどこか。飛散したりしていないか。
教室	ロッカー、机、椅子、教卓、黒板、テレビ、戸棚、スピーカ、傘立て、靴箱		転倒したり、移動したりしていないか。
階段	防火シャッター		通れるか。閉まっていないか。
	非常階段		
手洗場、便所	水道		水道管が破損していないか。水漏れがないか。
校庭	体育固定施設、遊具施設		転倒したり、移動したりしていないか。ぐらつきがあるか。亀裂があるか。ゆがみがあるか。曲がっていないか。
プール	シャワー、浄化消毒装置、排水口		亀裂があるか。水漏れがあるか。水道管が破損していないか。
その他	備品類他		転倒したり、移動したりしていないか。

注：校長室、職員室のほか理科準備室、保健室などは、施設管理者が立会いのもと行うものとする。

【様式3：避難所の開放スペース等(学校の例)】

分 類		部 屋 名
第一次避難スペース		・(記入例) 体育館
・福祉避難所		・(記入例) 多目的室
第二次避難スペース		・(記入例) ____校舎____階____教室
避難所運営用	受付所	・(記入例) 体育館入口付近
	事務室	・(記入例) 受付所近く (重要物品、個人情報等は施錠できるロッカー等で保管)
	・運営本部室	
	広報場所	・(記入例) 受付所付近
	・会議場所	
	・仮眠所(避難所運営者用)	
救護活動用	救護所	・(記入例) できるだけ早期に救護テント等を開設
	・物資等の保管場所(夜間管理等)	
	・物資等の配布場所	
	・特設公衆電話の設置場所	
	・相談所	
避難生活用	更衣室(兼授乳場所)	
	・育児室	
	・休憩所	
	・調理場(電気調理器具用)	
	・遊戯場、勉強場所	
屋外	・仮設トイレ	
	・ゴミ集積場	
	・喫煙場所	
	・物資等の荷下場・配布場所	
	・炊事・炊出場	
	・仮設入浴場	
	・洗濯・物干場	
	・駐輪・駐車場 (原則として自家用車の乗り入れは認めない。)	
《利用しない部屋》 校長室、職員室のほか、理科準備室、保健室など薬品類等がある特別教室		
《予備スペース》 応急遺体安置場所(原則として避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむを得ない場合は、避難スペースから隔離した位置に確保する。)		

印の付いたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

(施設配置図等に、上記の内容を図示する。)

避難者名簿(世帯単位)

入所年月日		年 月 日		住 所 電話番号	〒 () -
あなたの家族で「ここに避難した人だけ」記入してください。					
ふり かな 氏 名		年齢	性別	家屋の 被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
世帯主			男・女		
ご家族			男・女	親族など 連絡先	〒 () -
			男・女		
			男・女	避難情報 あなたの家族は全員避難していますか。 イ. 全員避難した ロ. まだ残っている。 どなたですか。 () () () ()	
			男・女	安否情報 あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ. 全員連絡が取れた。 ロ. まだ取れていない。 どなたですか。 () () () ()	
			男・女		
特別な配慮 家族の中に、病気、アレルギーや食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があったらお書きください。				ペットの状況等 ペットの種類 () 計 頭() ペットの種類 () 計 頭() 同行・置き去り・行方不明 備考	
DV(ドメスティックバイオレンス)被害等に伴う配慮を必要としますか。 必要とします 問い合わせ等あった場合は答えません。					
安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を答えてもよいですか。				はい・いいえ	
退出年月日		年 月 日		〒	
転 出 先		電話番号() -			
備考(この欄には記入しないでください。)					

内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班に申し出て、修正してください。

【様式5：避難所状況報告書】

避難所状況報告書(第1報(参集後すぐ))

第1報においては、分かるものだけで報告してもかまいません。

避難所名		災害対策本部報告先
開設日時	月 日 時 分	FAX 電話
避難種別	自主避難 高齢者等避難 避難指示	災害対策本部受信者名

避難日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所	FAX番号	電話番号	防災行政無線 有・無
受信手段	伝令	その他()	
避難人数	約 人	避難世帯数	約 世帯
周辺の状況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	
	人命救助	不要・必要(約 人)・不明	
	延焼	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	道路状況	通行可・渋滞・片道通行・通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)			
参集した避難所担当職員	所属	職	氏名
参集した施設管理者	所属	職	氏名

避難所記録用紙

避難所名 _____

記載者名			
記載日時	月	日	時 分
避難人数	約	人	(午後 時現在)
避難世帯数	約	世帯	(午後 時現在)
連絡事項	総務班		
	被災者管理班		
	情報広報班		
	施設管理班		
	食料・物資班		
	救護班		
	衛生班		
	ボランティア班		
	女性班		
対処すべき事項、予見される事項等			

避難者預かり物リスト

避難所名

	受付月日	品目	数量	居住組	氏名	引渡月日	受取者
1	月 日			組		月 日	
2	月 日			組		月 日	
3	月 日			組		月 日	
4	月 日			組		月 日	
5	月 日			組		月 日	
6	月 日			組		月 日	
7	月 日			組		月 日	
8	月 日			組		月 日	
9	月 日			組		月 日	
10	月 日			組		月 日	
11	月 日			組		月 日	
12	月 日			組		月 日	
13	月 日			組		月 日	
14	月 日			組		月 日	
15	月 日			組		月 日	

- ・被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「氏名」欄に記入します。
- ・引渡しは、原則として本人とし、引渡しの際は、本人に「引渡月日」と「受取人」欄に記入していただきます。

外 泊 届 用 紙

<small>ふり がな</small> 氏 名						
外泊期間	月 日 ~ 月 日(計 日間)					
	月 日 ~ 月 日(計 日間)					
	月 日 ~ 月 日(計 日間)					
	月 日 ~ 月 日(計 日間)					
	月 日 ~ 月 日(計 日間)					
	月 日 ~ 月 日(計 日間)					
同行者						
緊急の場合の連絡先						

取材者用受付用紙

受付日時	月	日	時	分
退所日時	月	日	時	分
代表者	氏名		所属	
	連絡先(所在地、電話番号)			
同行者	氏名		所属	
取材目的				
放送、掲載等予定				
避難所側付添者	(名刺貼付場所)			
特記事項				

お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

郵便物等受取り帳

避難所名

	受付月日	宛名	居住組	郵便物等の種類	受取月日	受取人
1	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
2	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
3	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
4	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
5	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
6	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
7	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
8	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
9	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
10	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
11	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
12	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
13	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
14	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		
15	月 日		組	葉書・封書・小包	月 日	
				その他()		

- ・被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・受取は、原則として各居住組ごとに代表者が取りに来ることとし、受取の際は、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、被災者管理班の担当者は受け取りに来た居住組の代表者にその旨を伝え、本人に受け取りに来てもらい、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

食 料 依 頼 伝 票

避 難 所	依頼日時	月 日 時 分			
	ふりがな 避難所名				
	住 所				
	ふりがな 担当者名				
	電 話	F A X			
	依 頼 数	避難者用	食 (うち やわらかい食事	食)	
		在宅被災者用	食 (うち やわらかい食事	食)	
合 計		食 (うち やわらかい食事	食)		
その他の依頼内容					
災 害 対 策 本 部	受信日時	月 日 時 分			
	担当者名				
	処理時刻	月 日 時 分			
	配 送 数	避難者用	食 (うち やわらかい食事	食)	
		在宅被災者用	食 (うち やわらかい食事	食)	
		合 計	食 (うち やわらかい食事	食)	
	発注業者				
配送業者					
配送確認時間					

物資依頼伝票

依頼日時 月 日 時 分				発注先業者名		
ふりがな 避難所名				電話		
住所				FAX		
ふりがな 担当者名				伝票	伝票枚数	
電話				本部受付日時 月 日 時 分		
FAX				本部受信者名		
品名		サイズなど	数量	電話		
1				FAX		
2				出荷数量	個口	備考
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

・一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。

・性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。

個口合計

・食料・物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。

・FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。

・食料・物資班は、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

出荷日時	月 日 時 分
配達者名	
電話	
FAX	
配達日時	月 日 時 分

避難所 受領 サイン	
------------------	--

<様式 1 2 : 「物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法>

- 1 食料・物資班の担当者は、伝票の の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。
 - (2) 「様式 1 3 : 物資受払簿」に、物資の品名ごとに、依頼数量などを転記します。
 - (3) 転記後は、伝票を食料・物資班の班長へ渡します。
 - (4) 食料・物資班の班長は、伝票の内容を確認の上、災害対策本部に伝票を送付します。

- 2 災害対策本部では、伝票の の枠内に必要事項を記入します。
 - (1) 災害対策本部の物資管理を担当する職員は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入します。
 - (2) 発送時に、その内容を台帳及び伝票に記入します。
 - (3) 配送担当者に伝票を渡します。

- 3 配送担当者は、伝票の の枠内に必要事項を記入します。(物資管理担当職員が直接配送するときは、職員が配送担当者と同様の記入を行います。)
 - (1) 配送担当者は、伝票の の枠内に避難所の食料・物資班の班長のサインを得てから物資を渡します。
 - (2) 食料・物資班の班長が不在の時は、班員のサインを受けます。
 - (3) 配送担当者は、伝票を災害対策本部の物資管理を担当する職員に渡します。
 - (4) 食料・物資班は、「様式 1 3 : 物資受払簿」に数量などを記入します。

- 4 災害対策本部の物資管理担当職員は、台帳に到着確認時刻を記入し、台帳と伝票を保管します。

<様式 1 3 : 「物資受払簿」の記載方法及び使用方法>

- 1 食料・物資班の担当者は、依頼した物資が配送されたら、必要事項を記入します。
 - (1) 「受入先」は、通常は災害対策本部ですが、寄付があったときは、寄付者名を記入するなど出所を明示します。
 - (2) 「受」には、受け入れた数量を記入します。

- 2 物資を避難者に配布した場合、配布した数と残数を記入します。
 - (1) 「払出先」には、居住組ごとに配布したときは組の番号、避難者ごとに配布したときは避難者氏名と住所、電話番号などを記入します。
 - (2) 「払」には、配布した数量を記入します。
 - (3) 現在数量と受払簿の残数が一致しているか確認します。

【様式 15: 発熱者等に対する経過観察記録】

はつねつしゃとう たい けい か かん さつ き ろ く

発熱者等に対する経過観察記録 (_____)

ふりがな	ねんれい 年齢	せいべつ 性別	た じびょう ふくやく その他 (持病・服薬・アレルギーなど)
し め い 氏名	歳	男・女	

ひ づ け 日付		/	/	/	/
たいおん 体温 (できるだけ同じ時間に測ってください。)(症状がひどくなつた時にも測ってください。)		朝 (時 分) ()			
夕 (時 分) ()		夕 (時 分) ()			
しょうじょう 症状	いきぐる 1. 息苦しさ こきゅうなんなん (呼吸困難)				
	つよ 2. 強いだるさ けんたいかん (倦怠感)	はい・いいえ しょうじょうばんごう 症状の番号 ()	はい・いいえ しょうじょうばんごう 症状の番号 ()	はい・いいえ しょうじょうばんごう 症状の番号 ()	はい・いいえ しょうじょうばんごう 症状の番号 ()
	こうねつ 3. 高熱				
	はげ せき 4. 激しい咳				
	おうと は け 嘔吐や吐き気	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	ふくつう げり 腹痛、下痢	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	けつべん 血便	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	ほっしん 発疹	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
た しょうじょう その他の症状					

《参考資料 1：呼びかけ文例》

開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、 地域避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全なグラウンドで待機願います。

現在分かっている災害情報は、[地震情報等]ということです。

この地区や市の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

大阪狭山市災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。

また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。先に手当をします。

以上、 地域避難所運営委員会です。

繰り返します。

受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、 地域避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただきから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、私の申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。

障害者の方やお年寄り、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。

まず、身体に障害があったり介護が必要な方の世帯、負傷したり体調が悪い方がいる世帯から受付に来てください。

次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがいる世帯（以下、地区別に案内します。）

《参考資料2：施設利用ルール例》

避難所でのルール

この避難所のルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市避難所担当職員、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織します。
 - ・委員会は、毎日午前___時と午後___時に定例会議を行うことにします。
 - ・委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料・物資、救護、衛生、ボランティアの活動班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃をめぐりに閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - ・避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
 - ・ペット類は室内に入れることはできません、指定された飼育場所へ移動願います。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋などには、避難できません。
 - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは配布しません。
 - ・食料・物資は、避難者の組ごとに配布します。
- 7 消灯は、夜___時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜___時で終了します。
- 9 電話は、午前___時から午後___時まで、受信のみを行います。
 - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - ・公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝___時、午後___時、午後___時に、避難者が交代で行うことにします。
 - ・清掃時間は、放送を行います。
 - ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。

《参考資料 3：避難所運営委員会規約例》

小学校（中学校）地域避難所運営委員会規約

（目的及び設置）

第 1 条 小学校周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、小学校(中学校)避難所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

（構成）

第 2 条 運営委員会は、各自治会・町内会及び小学校を校区とする自主防災組織(以下「自治会等」という。)から選出された委員並びに大阪狭山市役所、小学校(中学校)等の関係者、地元企業やボランティア団体をもって構成する。

（事務局）

第 3 条 運営委員会の事務局を小学校(中学校)(避難所)に置く。

（運営活動）

第 4 条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

- (1) 運営委員会の運営に関すること
- (2) 避難所のマニュアル作成に関すること
- (3) 避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること
- (4) 避難誘導體制の確立に関すること
- (5) 情報交換・連絡体制の確立に関すること
- (6) 地域連絡体制の確立に関すること
- (7) 訓練の実施に関すること
- (8) その他必要な事項

（防災計画）

第 5 条 前条に係る細部事項について、別途計画を定める。

（活動班）

第 6 条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

- (1) 総務班

避難所のレイアウト配置、防災資機材や備蓄品の管理、地域との連携、その他避難所の管理に関すること。

(2) 被災者管理班

避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の取次ぎに関すること。

(3) 情報広報班

情報収集、情報発信、情報伝達に関すること

(4) 施設管理班

避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯に関すること

(5) 食料・物資班

食料・物資の調達、受入れ、管理、配布、炊き出しに関すること

(6) 救護班

医療・介護活動に関すること

(7) 衛生班

ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること

(8) ボランティア班

ボランティアの受入れ、管理に関すること

(9) 女性班

女性への配慮、女性の相談事に関すること。

(役員の種類及び定数)

第7条 運営委員会には次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 総務班長(事務局長) | 1名 |
| (4) 被災者管理班長 | 1名 |
| (5) 情報広報班長 | 1名 |
| (6) 施設管理班長 | 1名 |
| (7) 食料・物資班長 | 1名 |
| (8) 救護班長 | 1名 |
| (9) 衛生班長 | 1名 |
| (10) ボランティア班長 | 1名 |
| (11) 女性班長 | 1名 |

(役員の選出)

第8条 役員の選出は女性の視点に配慮した、委員の互選による。

(役員の職務)

第 9 条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計及び住民への広報等その他必要な事項を行う。
- 4 各活動班長は班を総括する。

(会議)

第 10 条 運営委員会の会議は、運営活動事項等の協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

(訓練の実施)

第 11 条 運営委員会は、地域住民の防災啓発及び運営委員会の組織運営を円滑に行えるよう必要に応じて次の訓練を行う。

(1) 総合訓練

大規模災害を想定して避難所の機能確保及び運営委員会の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(2) 活動班訓練

活動班の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(3) 地区訓練

自治会等の自主防災組織の機能が確保できるよう実施する訓練

(経費)

第 12 条 運営委員会の会議・運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

第 13 条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

《参考資料4：避難所会話シート・外国人避難者用質問票》

「避難所会話シート・外国人避難者用質問票」について

1 目的

震災が発生してから、各避難所に通訳ボランティアが到着するまでの数日間に、外国人被災者が避難所生活で困らないように、必要最低限の意思伝達が出来るようにすることを目的としています。

2 構成

次の2点で構成されています。詳しくは「おおさか防災ネット」にあります。

(1) 避難所会話シート

(8言語：日本語と外国語＝英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語の併記)

(2) 外国人避難者用質問票

(8言語：日本語と外国語＝英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語の併記)

まずは避難所会話シートをお使いください。

避難所生活が長引いた際には、(2)外国人避難者用質問票がありますので、必要に応じてご活用ください。

-

(例) 外国人避難者用質問票 (英語)

日本語/英語

大阪府政策企画部危機管理室消防防災課
 Fire and Disaster Prevention Division, Crisis Management Office,
 Department of Policy and Planning, Osaka Prefectural Government
 大阪府府民文化部都市魅力創造局国際交流・観光課
 International Relations and Tourism Division,
 Osaka Promotion Bureau, Osaka Prefectural Government

外国人避難者用質問票/Questionnaire for foreign evacuees

この質問票の目的
 私達は、この避難所(みんなが逃げてくるところ)で、あなたが何を必要としているか知りたいたいです。ですから、次の質問をします。
 答えたくないことは答えなくてもいいですが、この質問票はあなたのために使うものです。他の目的では使いません。
 一人ずつ書いてください。子どもは大人が代わりに書いてください。
 書いたら、避難所の人(担当者)に渡してください。

Purpose of this questionnaire:
 This questionnaire is intended to find what you need at this evacuation center (shelter for evacuees) so we will ask the following questions below. You don't have to answer all of them, if you don't want to, but your cooperation would be appreciated. The results will be used for your benefit only and not for any other purposes. Each person is requested to answer the questionnaire. It is requested that an adult family member write in place of the child. Hand in this paper to any of our staff members here in the evacuation center after you complete it.

1. 次の質問について答えてください (当てはまるところに☑してください)

Answer the following questions: (Please check the appropriate boxes.)

今日 /today's date	年	月	日	year	month	day
今の時間 /current time	午前・午後	時	分	:	am・pm	
名前/Name	男/Male <input type="checkbox"/>		女/Female <input type="checkbox"/>			
生まれた年・月・日/ Date of birth	年	月	日	year	month	day
	血液型		型/Blood type			
住所/Address	:					
電話番号/Telephone number	:					
携帯電話番号/Cell-phone number	:					
国籍/Nationality	母国語/Native language					
(自分が話す言葉) /Your language						

《参考資料5：災害時無線LAN》

「災害時無線LANの利用」について

1 目的

避難所開設時に無線LANを緊急的に開放し、安否確認や情報収集が可能な環境を確保することを目的としています。

2 利用条件

避難所開設時には、市災害対策（警戒）本部の指示により、市教育委員会が市内小学校七校及び中学校三校の体育館において、無線LANを緊急的に開放します。ただし、避難所閉鎖時には、無線LANを停止します。

3 周知方法

市内小学校七校及び中学校三校の避難所担当職員は、災害時無線LANポスター（P46）を体育館内に掲示するとともに、下記の利用に関する注意事項について、周知します。

- ・本サービスは災害発生時に安否確認や情報収集ができるよう、避難者に無料開放される無線LANサービスです。公的秩序及びその他関連法律に反する目的でのご利用を禁止します。
- ・本サービスの利用によって生じたあらゆる損害については、当市は一切の責任を負いません。不具合や保守作業の都合等により、予告なくサービスを中断することがあります。
- ・本サービスは災害時の利便性向上のため、通信の暗号化等セキュリティへの対応を行っていません。IDやパスワードまたはクレジットカード番号等は通信内容を盗み見られる可能性がありますので、特にご留意ください。
- ・本サービスは無料で利用できますが、インターネット上の有料サービスはご利用者様の負担となります。また、ご利用になる機器は、ご利用者様でご準備ください。
- ・施設内での電源提供は、被災状況等により制限する場合があります。

4 その他

- ・接続可能台数 1校あたり約4,000台
- ・SSID SayamaBousai-WiFi パスワードなし

災害時無線 LAN

無料開放中



SSID

SayamaBousai-WiFi

利用に関する注意事項

- ・本サービスは災害発生時に安否確認や情報収集ができるよう、避難者に無料開放される無線LANサービスです。公的秩序及びその他関連法律に反する目的でのご利用を禁止します。
- ・本サービスの利用によって生じたあらゆる損害については、当市は一切の責任を負いません。不具合や保守作業の都合等により、予告なくサービスを中断することがあります。
- ・本サービスは災害時の利便性向上のため、通信の暗号化等セキュリティへの対応を行っておりません。IDやパスワードまたはクレジットカード番号等は通信内容を盗み見られる可能性がありますので、特にご留意ください。
- ・本サービスは無料で利用できますが、インターネット上の有料サービスはご利用者様の負担となります。また、ご利用になる機器は、ご利用者様でご準備ください。
- ・施設内での電源提供は、被災状況等により制限する場合があります。

《参考資料6：アレルギー表示・献立表》

使用したアレルギー食材に○をしてあります (献立名 :)				
卵 特に発症数多い	乳 特に発症数多い	小麦 特に発症数多い	そば 特に重篤度高い	落花生 (ピーナッツ) 特に重篤度高い
えび 特に発症数多い	かに 特に発症数多い	アーモンド	あわび	いか
いくら	オレンジ	カシューナッツ	杓苺フルーツ	牛肉
くるみ	ごま	さけ	さば	大豆
鶏肉	バナナ	豚肉	まつたけ	桃
やまいも	りんご	ゼラチン		

【 月 日 () 】今日の献立表		
朝		<備考・アレルギー食材>
昼		<備考・アレルギー食材>
夜		<備考・アレルギー食材>

▼ 特定原材料 7品目 表示義務



▼ 特定原材料に準ずるもの 推奨21品目

